

龍ヶ崎市事業者等物価高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響を受けている個人事業主又は法人（以下「事業者等」という。）を支援するため、予算の範囲内において龍ヶ崎市事業者等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、龍ヶ崎市補助金等交付規則（平成15年龍ヶ崎市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人事業主 市内に事業所を有し、事業を営む個人をいう。
- (2) 法人 市内に本社、本店若しくは事業所を有し、事業を営む法人又は市長が適当と認める市内に事業所等を有する団体をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、事業者等であって、この要綱の施行の日前に事業を開始し、今後も事業を継続する意思を有するものとする。

(交付対象者とならない者)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者としな

- (1) 主たる事業として農業を営む者
- (2) 市が実施するこの要綱以外の制度による農業、事業等を営む者に対する物価高騰対策支援の対象となる者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者
- (4) 政治団体
- (5) 宗教上の組織又は団体
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団若しくは同条第6号の暴力団員又は暴力団の統制の下にある者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第1条に規定する支援金の趣旨に照らして適当ではないと市長が認める者

(支援金の額等)

第5条 支援金の交付額は、次の各号に掲げる交付対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 個人事業主 3万円
- (2) 法人 6万円

2 支援金の交付は、1交付対象者につき1回限りとする。

(交付の申請及び請求)

第6条 支援金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、令和8年9月30日までに、龍ヶ崎市事業者等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定により支援金の交付の申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、龍ヶ崎市事業者等物価高騰対策支援金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するとともに、当該申請に係る交付を決定したときは、速やかに支援金を交付するものとする。

(実績報告に関する特例)

第8条 規則第12条の規定にかかわらず、支援金の交付に係る実績報告は、省略するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第9条 市長は、申請者が第7条の規定により支援金の交付の決定を受けた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定を取り消し、既に支援金を交付しているときは、その返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、支援金を交付することを不相当と認める事実があったとき。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年6月1日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。
(失効後の経過措置)
- 3 この告示の失効の日以前に支援金の交付を受けた者に係る第9条の規定は、同日後もなおその効力を有する。